

いわき市 監査委員事務局 御中

令和7年4月21日

副 本


長岡 裕子

文書提出のご案内

この度、いわき市監査基準に基づき、いわき市職員措置請求書および証拠書類一式を下記の通りお送りいたします。

お手数をおかけいたしますが、ご査収の程よろしくお願い申し上げます。

- 1：案内書（本書）
- 2：いわき市職員措置請求書
- 3：資料1 「常磐地区交流拠点エリア形成支援業務委託」
- 4：資料2 「常磐地区交流拠点エリア形成支援業務委託報告書」
- 5：資料3 常磐地区交流拠点エリア形成支援業務委託支出命令一覧
- 6：資料4 常磐地区交流拠点エリア形成支援業務に於ける業務場所とアンケート回答（関連資料として写真19枚を含む）
- 7：資料5 いわき湯本温泉旅館組合理事長名を示す報道機関案内書
- 8：資料6 いわき市指令第5852号写し
- 9：資料7 天王崎土地登記簿謄本写し
- 10：資料8 いわき市指令第4273号写し
- 11：資料9 日々の新聞第518号部分写し
- 12：資料10 市営住宅天王崎団地解体工事入札結果
- 13：資料11 株式会社ふらゆもり履歴事項全部証明書写し
- 14：資料12 常磐地区交流拠点エリア形成支援業務見積書
- 15：資料13 常磐地区交流拠点エリア形成支援業務委託・随意契約の理由書
- 16：資料14 じょうばん街工房21がいわき市と締結したパートナーシップ協定に関する資料
- 17：資料15 令和4年度じょうばん街工房21名簿
- 18：資料16 令和6年度じょうばん街工房21名簿
- 19：資料17 常磐地区市街地再生に向けた地域活力活用調査業務委託契約書写し
- 20：資料18 常磐まちづくり検討会第4回ワーキンググループ会議資料写し
- 21：資料19 常磐地区市街地再生整備基本計画概要版写し
- 22：資料20 「多世代が集う交流拠点施設基本計画（案）」部分写し
- 23：資料21 内田広之常磐地区後援会収支報告書
- 24：資料22 内田市長Instagramにおける令和7年3月3日開催・常磐地区後援会役員との意見交換会の画像

いわき市職員措置請求書



1 請求の要旨

(1) 誰が

契約主体であるいわき市長

(2) いつ、どのような財務会計上の行為をしたか

令和5年8月2日に設立された株式会社ふらゆもりとの間で令和5年9月21日に締結した「常磐地区交流拠点エリア形成支援業務委託」（資料1）において、株式会社ふらゆもりがいわき市より委託された業務の特記仕様書（資料1-p6）に示された業務内容に則っていない報告書（資料2）を提出したにも関わらず、いわき市はこれに対して令和6年4月25日に費用を支出した（資料3）。

(3) その行為等が、どのような理由で違法または不当であるか。

①株式会社ふらゆもりがいわき市に提出した成果品である報告書は、いわき市から提示された特記仕様書に沿ったものでないことがわかった。これは、請求者である私、長岡が令和6年8月5日から実施した関係住民に対するアンケート（資料4）の結果によって分かった。

このアンケートは、私がいわき市に情報開示請求によって得た、上記資料2に疑義を持ったため、この業務の対象となるエリアの「既存店」に対して実施したものである。

このアンケートを実施するにあたって、店舗・事務所の無い不動産業者、登記上の土地所有者といった、当該地での店舗経営実態の無い権利者は対象としなかった。

また、このエリアの既存事業所である「いわき湯本温泉旅館協同組合」は、その理事長が株式会社ふらゆもりの取締役である薄羽裕一氏であり（資料5、11）、「常磐地区交流拠点エリア形成支援業務」実施主体となる者の事業所であると考え対象とせず、公衆浴場「みよきの湯」は公共施設のためアンケート対象から除外した。

このアンケートへの無回答3件の他、新規事業者の可能性を考えた対象地外周辺事業者4件の回答も含んでいる。

このアンケート結果を見ると、株式会社ふらゆもりが受託した業務に該当する区域内の「既存店」のほとんどが、株式会社ふらゆもりがいわき市に実施したと報告している業務を知らされたことが無く、回答した全ての「既存店」が参加していないことがわかる。そればかりか、この法人の名前すら認知していないことも示されている。そして当然とも言えるが、回答者全員が、この法人から名刺等の身分を示すものを受け取った者はいなかった。

②いわき市が株式会社ふらゆもりに委託した業務の特記仕様書には「これまでの土地区画整理事業における権利者意向調査結果や新規面談の実施により」とあるが、この「権利者意向調査」や「新規面談」の実施主体が不明瞭であったためいわき市に問い合わせたところ、令和7年4月18日15時いわき市庁舎6階都市計画課で実施された行政情報開示の際において、いわき市都市計画課の高木篤史氏、福田燎平氏の両氏により、この実施主体はいわき市であると口頭で示された。そしてこの情報を、「個人情報取り扱い特記事項」に基づき株式会社ふらゆもりに提供したことがわかった。

このとき、職員二氏は、株式会社ふらゆもりに委託した業務においては、業務の特記仕様書に示された「これまでの土地区画整理事業における権利者意向調査の結果」に関わらず、全ての「既存店」を含む事業者等を対象としていることを確認した。

なお、令和7年4月9日に事業対象エリア内の既存店「カフェスケープ」の飛田氏（アンケート番号⑮）に、現況を口頭で伺ったところ、「何も決まっていない、（湯本駅前にでき

る予定の)新しいテナントに入るかどうか、何の説明も無いので決められない。いわき市から提案されていた仮店舗の条件も立ち消えになった」ということだった。

このことから、この「常磐地区交流拠点エリア形成支援業務」の対象となる「既存店」事業者に対して事業実施が未だ事業実施が為されていない様子がわかる。

③また、特記仕様書には「新規出店の事業者」とあるが、いわき市が調査した段階では新規出店希望の事業者はなかったことが、上記面談の同日に明らかになった。

この「新規出店の事業者」の選定基準については、いわき市は具体的なものを示しておらず(資料6)もしこの業務の報告書に「新規出店の事業者」の参加が記されているならば、これは株式会社ふらゆもりの任意で選定したことが窺える。

本来なら、常磐地区交流拠点エリア形成支援業務における「新規出店の事業者」は、公費を使う公共事業として広く公募されなければならなかったものでありながら、こうした告知はこれまで一切見当たらないし、上記の高木氏からも公募の事実はないことを確認している。

④この業務の報告書において、地権者である有限会社大徳産業、有限会社ク・ラージュ等の不動産事業者やいわき信用組合等地権者の参加の記述があれば、対象となるエリアの特定の事業者のみを対象にした業務であったと考えられる。こうした特定の事業者のみが株式会社ふらゆもりとの会合に参加したということであれば、株式会社ふらゆもりの業務の恣意性が疑われ、公共事業としての意義と市民の信頼を著しく毀損しているものであると考える。

これが事実であれば、公共事業に於ける特定の私企業の利潤追求への加担の恐れがあり、公費を用いた業務として甚だ不適切であり違法であると思われる。

⑤株式会社ふらゆもり取締役のうち、小泉智勇氏は、株式会社ふらゆもりがいわき市より受託した業務対象エリアの地権者の同居家族であり、問題とする業務およびこの関連の公共事業において利益相反関係がある者でもあることから(資料7)、この業務を受託する者としては不適格であると考えられる。

⑥株式会社ふらゆもりの前身組織とした、任意団体じょうばん街工房21が収集した個人情報や株式会社ふらゆもりに提供している可能性も大いに疑われる。

本来であればその手続きや責任において任意団体と営利団体の事業とは区別をつけなければならないことは明らかであるが、こうした線引きが曖昧になる公共事業の在り方は、個人情報保護や倫理的な観点からも本来は除外すべきものであったと考える。

⑦以上により株式会社ふらゆもりは、いわき市が提示した特記仕様書にある内容を無視した業務を実施したか、あるいは実施せず虚偽の報告書を提出した可能性が非常に高いことを示した。

翻って、もし「既存店」を除外した業務であることをいわき市は既知の事実であったか、あるいは黙認したとするなら、やはりこれは特定の事業者の利潤追求の加担となる業務であったことの証左となるだろう。

またこの業務は、再委託契約先として株式会社マイロックチョコレートも関係しており、この株式会社マイロックチョコレートは、常磐湯本地区の再生整備事業に関して、複数年多岐の業務に亘り、いわき市と別途業務委託契約を締結していることから、いわき市と緊密に関わっている法人であり、この業務の正当性を確認することが可能な法人であることが分かる。しかし株式会社マイロックチョコレートは、株式会社ふらゆもりが受託した事業費用の約60%もの費用で再委託されたにも関わらず、業務内容の正当性を確認していないことが窺える。

この株式会社マイロックチョコレートは「トコナツ歩兵団」というプロジェクト名で、任意団体じょうばん街工房21の事業にも有償で大きく関わっていることが分かっている。

⑧よってこの業務は、複数年に亘りいわき市と業務連携がある事業体や法人、あるいは個人が、その関係性を利用した利益誘導、利益供与の事業であることが強く疑われる。そしてこの業務報告書は特記仕様書に反するものであることから、詐取や詐欺の疑いもあり、刑事告発すべき事件であるとも考えられる。

⑨いわき市長を監査対象とする理由を以下に述べる。

⑨-1) 任意団体じょうばん街工房21への度重なる業務委託は、内田広之氏が市長に就任した後から顕著になった様子が、開示された行政情報によりわかる(資料8)。この事業は、驚くことに全て随意契約で締結されたものだと分かり、疑念を抱かざるを得ない。

隔週刊新聞「日々の新聞518号」の小泉智勇氏のインタビュー記事(資料9)では、株式会社ふらゆもりは、いわき市からの要請で、湯本駅前共同店舗の建て替えやマネジメント等を事業とした会社として設立したことが小泉氏によって語られている。

ここには、株式会社ふらゆもりは事業体制が整っていないため「トコナツ歩兵団(株式会社マイロックチョコレート)」の協力が不可欠であったことが予め分かっていたことも記されている。

よっていわき市は、株式会社ふらゆもりが業務に必要な技術や能力を備えていない法人とわかっていながら、虚偽とも言える随意契約理由を延べ、更にはいわき市との別業務における密接な関係がある再委託契約事業者までも想定して実施したと見られ、まさに縁故資本主義の手法そのものといえる不当な業務であったことがうかがえる。

このときいわき市は、新設した事業実績が無い会社法人に、この法人の資本金の5倍にもなる金額の公共事業を委託したことになっており、これは常識的には考えられない不当な実態である。

縁故資本主義とは、資本主義の根幹となる市場経済による効率的な資源配分、競争力の向上、技術の革新を著しく阻害すると言われる。更には、社会の特定階層による経済支配を固定化し、経済格差を助長することでも知られており、これが公共事業として許されるはずがない。

なお小泉氏は内田市長の同級生であることを本人が公言しているところである。

⑨-2) この委託業務の該当する土地にあった市営住宅天王崎団地解体工事に関しては、内田市長の常磐地区における支援団体事務局で、株式会社ふらゆもりの代表取締役、渡辺大輔氏の本業である株式会社渡辺組が落札している(資料10)ことから、常磐地区交流拠点エリア形成支援業務には市長と緊密な関係者が多重に関わっていると見られる。

⑨-3) 法人設立後1か月程度の(資料11)事業実態も実績も無い株式会社ふらゆもりに対し、委託業務の具体的内容が不明瞭な9,342,300円にのぼる公費を用いる事業(資料12)を随意契約したことは(資料13)、公共事業の委託先として明らかに不適切であり違法性すら考えられる。これは上記に述べたように、市長との緊密な関係性を疑わざるを得ない。

⑨-4) 株式会社ふらゆもりは、いわき市とパートナーシップ協定を締結している任意団体じょうばん街工房21の役員とほぼ同じ役員が設立したもの(資料14、15、16)であるが、じょうばん街工房21が令和4年3月25日にいわき市と締結した委託業務「常磐地区市街地再生に向けた地域活力活用調査業務」(資料17)において、いわき市に再委託契約の届出が無い事業者の作成した画像(資料17 P5~8)を成果品として提出していることがわかった。このことは、いわき市ウェブサイト公開されていた資料「常磐地区まちづくり検討会・第4回ワーキンググループ会議(HuLabo①:居心地のよい駅前空間づくりWG)

」の説明資料P17（資料18 ※現在はウェブサイトから削除されていると見られる）において、いわき市の他の業務委託先である「トコナツ歩兵団」の記名がある画像と同じものであることから分かった。また同じ画像が「常磐地区市街地再生整備基本計画【多世代が集う交流拠点施設基本計画】概要版」（資料19）、「（3）交流拠点施設整備のメインテーマとコンセプト」（資料20）でも「トコナツ歩兵団」記名のある画像が使用されている。この画像の出典として、じょうばん街工房21の資料名「みんなでつくる『人と情報のたまり場』見える化WG検討資料」と記されているが、「常磐地区市街地再生に向けた地域活力活用調査業務」の成果品としては「トコナツ歩兵団」との表記はどこにも示されていない。

この「トコナツ歩兵団」は「株式会社マイロックチョコレート」の中の一つのプロジェクトチームの名称であり、株式会社ふらゆもりにおいては、資料1の業務を受託した際に、事業の履行体制の変更として、株式会社マイロックチョコレートと再委託することをいわき市に届けている。

この株式会社ふらゆもりと株式会社マイロックチョコレートとの手続きと比べると、令和4年3月25日にじょうばん街工房21が受託した業務においては再委託契約を締結しておらず、この事業の手続きに問題があることも考えられ、著作物の剽窃も疑われる。

⑨-5) あるいはこれは、手続き上の「抜け穴」を悪用し、限定される特定の同一人物や団体が組組織だって、名称を変えたり実施主体を変えたりしながら不当に利益を享受するといった、公共事業にはあってはならない業務形態であると見られる。

⑨-6) 実際に、この株式会社ふらゆもりと、これと執行役員を同じくする任意団体じょうばん街工房21に、いわき市がそれぞれ委託した事業内容は全く別のものであり、これを株式会社ふらゆもりの事業実績と見做すことは不相当であることがわかる。

このことは、資料8を見ても、都度内容が違う業務、名称が同じでも内容が変わる業務といったように、恣意的な様子が見られる。

⑨-7) これまで述べたような行政の業務委託のあり方を見ると、法人格のない任意団体が、実質的な営利事業体と化して都合よくどのような事業も受託しており、納税義務をはじめ他の責務を負わずに利益を得ていることになっていると考えられる。

そして株式会社ふらゆもりという、同じ役員が組織する別団体に更に不透明な業務と費用を委託していることは、特定の人物や組織への度重なる利益供与となっており、行政の事業運営にはあってはならない業務実態と思われる。

⑨-8) 内田広之いわき市長の常磐地区後援会メンバーの多くが、任意団体じょうばん街工房21、株式会社ふらゆもりの役員や構成員と重複しており（資料14、15、16、21、22）、これに株式会社マイロックチョコレートを含めて、今般の常磐地区再生整備事業を利用して繰り返される、いわば癒着関係者間で行われている利益誘導や利益供与の業務と見られ、公共事業の在り方としての倫理を大きく欠いているものであり、市民を裏切る行為であると考えられる。

（4）その結果、いわき市にどのような損害が生じているのか
市民の資産に大きな損害を与えていることは明らかであり、これによっていわき市の財政歪め、全体の奉仕者である行政の信頼を大きく損なっている。

そもそもこの常磐地区市街地再生整備事業においては、周辺住民からの批判や疑問が高まっており、いわき市が主催する説明会や福島県都市計画審議会、各種ワークショップにおいて出された異論や批判、疑義の声に対するいわき市からの回答、説明は一切出されていない現状において、株式会社ふらゆもりによる虚偽の疑いがある報告書に基づく事業を進める

ことで、市民の生活に更なる大きな損失、損害が生じ、ひいては市政の信頼を著しく毀損することが予想される。

(5) このため、どのような措置を求めているのか

- ①刑事告発
- ②事業の撤回と費用の回収
- ③今後の事業是正と不正防止のためにじょうばん街工房21とのパートナーシップ協定の解除
- ④当該法人および団体を、常磐地区市街地再生整備事業に関連する事業の委託先として参入させない。

(6) その他

個別外部監査を求める理由

問題とする内田広之いわき市長に近い関係を維持する会派とされる「政風会」副会長の菅波健市議が監査として就任されている。

監査には確かな独立性が保障されなければならない、監査を受ける当事者を支持する政治的権力者が担うことは、監査の独立性への干渉が懸念される。

監査においては、利害関係の無い第三者の見地から必要な指摘を受ける責務を負わせることによって財政の健全化を諮る必要があることから、いわき市内部監査ではその公正性が保てない恐れがあるため。

2 請求者

住所

氏名

長岡裕子

地方自治法第242条第1項の規定により、別紙事実証明書を添えて必要な措置を請求します。

併せて、同法第252条の43第1項の規定により、当該事務監査請求に係る監査について、監査委員の監査に変えて個別外部監査契約に基づく監査によることを求めます。

令和7年4月21日

いわき市監査委員 あて